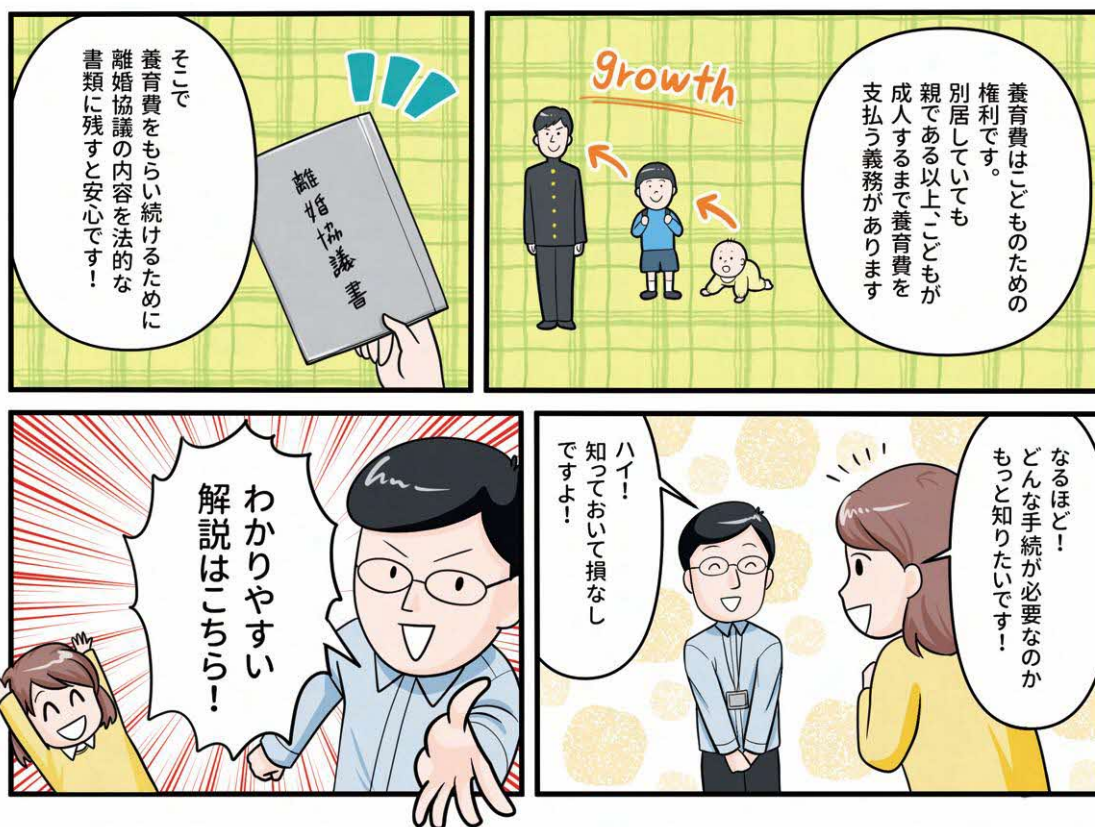




「では、どう対応するのが正解なのかー」

離婚届を出すだけでは、養育費などの約束ごとは法的な強制力を持ちません。あとから支払いが止まってしまうと、すぐに対応できないのが現実です。そこで必要になるのが、「公正証書」という書面です。公証役場で作成する文書には、養育費や面会交流などの取り決めを明記でき、もし約束が守られなかった場合でも、**給与差し押さえなどの強制執行**が可能になります。お子さんとの生活を守るために、**今このタイミングでしっかり備えて**おきませんか？



法務省認証
ADR 機関
であんしん



CHILD
SUPPORT
チャイルド
サポート

—— チャイルドサポートでは ——

①離婚に関して
女性相談員に無料相談

②公正証書の作成まで、
すべておまかせ

③沖縄県在住の方限定
特別価格 9,800 円

チャイルドサポート沖縄支店



〒900-0013
沖縄県那覇市牧志2丁目17-27-401

取次窓口

ゆっこさん行政書士事務所 (沖縄県行政書士会 20471935 号)



050-8880-6516



yukkosan.office@gmail.com

代表行政書士・法務博士
石垣 由紀子



チャイルドサポート東京本社

女性相談窓口

株式会社チャイルドサポート



0120-196-820



info@childsupport.co.jp



https://childsupport.co.jp



ご相談は LINE から

代表弁護士
佐々木 裕介

